

足立区立辰沼小学校いじめ防止基本方針

(いじめ防止=命を守る)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成26年2月7日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下のごとく「いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。つまり、児童が、辛いと思ったら、それが「いじめ」になる可能性がある。いじめの中には、嫌がらせレベルから犯罪レベルまでである。概ね、特定の子に対する反復と継続性の攻撃がいじめであり、突然起きる単発的な暴力はケンカと通常呼ばれる。もちろん、いじめもケンカも、学校でも社会でも認められない行為である。

2 辰沼小学校いじめ防止基本方針策定の目的

学校には様々な子ども達が集まっており、トラブルの発生は避けられない。トラブルは、喜ばしいことではないが、それを乗り越えることで、社会性が育つという面も持つ。しかし、いじめは別である。激しいいじめは、人権侵害であり、ときには脳にダメージを与え、生きる気力も奪いかねない行為である。従来から学校では、「子どもを支える」「子供達を注意して見る」「子供と話し合う」「子どもとの信頼関係を築く」といったことでいじめを防止あるいは早期発見しよう、ということが行われている。しかし、自殺者を出した学校の例で考えても、全ての学校で、その学校の何十人という教師達全員が子供をよく見ていなかった、とは思えない。どこの学校でも、教師たちの中には、職務上のこともありそれなりに子どもを見ていた者もいるはずである。しかし、事件は起きてしまうのである。つまり、従来の対応だけでは不十分であることを、何度も繰り返される「いじめ自殺事件」が物語っているのではないだろうか。そこで、従来とは違う視点の対策が必要になってくる。そこで、本校では、その従来にない視点も加味した対策を加え、基本方針を策定することにした。とくに、本校では、「いじめの未然防止」に力を入れている。学校が、学習をする場所である

ことに異論はない。しかし、学習活動を正常に行うためには、「児童の安全安心の確保」が絶対条件である。そのためには「いじめを発生させない」つまり「加害者を生まない」ことが最重要であると考え「いじめ防止基本方針」を策定する。なお、いじめ問題への対策は、足立区・教育委員会と連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図る。そして、児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

3 いじめの防止に向けた方針及び姿勢

(1) 足立区の方針

- ア 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の定めた「いじめの防止に関する基本的な方針」に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を足立区・教育委員会が総合的に策定し、実施する。
- イ いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- エ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 辰沼小学校の方針

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ 児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- ウ いじめは、どの場面でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- オ 児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。特に、科学的分析ができるアンケートを実施する。

いじめを行う理由に正当性はない。いじめは、「被害者側」にいじめを受けたという認識があれば、「加害者側」がいじめではないと認識していても、対応すべきである。つまり、「被害者側」の認識と訴えをしっかりと受け止めることが重要である。たとえ被害者側に、何らかの問題点があったとしても、学校側は、常にいじめ被害者の側に立ち支援をする必要がある。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「足立区いじめ問題対策連絡協議会」の設置

足立区は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例等により、区長を長とし、教育委員会、関連機関代表、警察署、児童相談所、民生委員等により構成される「足立区いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という）を設置する。開催は年2回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

2 「足立区いじめ問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例等により学識経験者、弁護士、臨床心理士、教育委員会が適当と認める者等で構成される「足立区いじめ問題対策委員会」（以下、「対策委員会」という）を設置する。開催は年3回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

3 「辰沼小学校いじめ防止基本方針」の策定

「足立区いじめ防止基本方針」に基づき、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

4 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) いじめ対策委員会の構成メンバー

いじめ対策委員会は、学内委員と学外委員で構成される。「学内委員」は、校長・副校長・生活指導主任・TKR担当者・教育相談担当・養護教諭によって構成される。この委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。「学外委員」は、スクールカウンセラー（以下SCと記す）・PTA会長・開かれた学校づくり協議会長で構成される。

(2) いじめ対策委員会の役割

いじめを防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行う。そのため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

(3) 委員会の運営法

本校では、毎週木曜日に全職員でいじめ問題の情報共有を行うが、いじめ対策学内委員は、月末に定例会を実施する（適宜SCも加わる）。学外委員には、随時、本校のいじめ対応の状況を伝えるが、重大ないじめ問題が発生した際に、委員会に加わり活動をしていただく。

<いじめ対応年間計画>

月	対策委員会、校内会議等	取組		
		①TKR	②早期発見	③研修・児童指導
4月	・職員会議で方針の確認 ・対策委員会	・隊員募集(2年生から6年生) ・組織作り ・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送	・保護者面談	・いじめ校内研修
5月	・対策委員会 ・保護者等への説明会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送 ・全体集会	・カウンセラーによる面談	
6月	学校協議会への説明 ・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送 ・タッピー)	・カウンセラーによる面談	・Q-Uテスト
7月	・児童の共通理解 ・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送 ・タッピー	・アンケート	・Q-Uテスト分析
9月	・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送		
10月	・職員会議で方針の確認 ・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送 ・全体集会 一発芸大会		・いじめ校内研修 ・Q-Uテスト
11月	・学校協議会への説明 ・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送	・アンケート	・Q-Uテスト分析
12月	・児童の共通理解 ・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送 ・タッピー	・保護者面談	
1月	・職員会議で方針の確認 ・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送 ・いじめサミット		
2月	・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送 ・けん玉選手権 ・タッピー		
3月	・対策委員会	・パトロール、辰沼しぐさ、TKR放送 ・うどん作り		

5 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童主体のいじめ防止活動

児童による自主的ないじめ防止活動「TKR」（たつめまキッズレスキュー）を通年で実施し児童の自治能力を高めることで、いじめが起きにくい環境作りをして、いじめ防止を目指している。活動は、「児童によるいじめ防止パトロール」「いじめ告発箱・思いやり報告箱」「辰沼しぐさ活動」（辰沼しぐさとは、思いやりを感じる行為のこと）「楽しい気持ちを増やすためのイベントの開催」「TKR 放送活動」「T・K・Rのキャラ・タッピーでいじめ反対キャンペーン」「TKR主催のいじめ防止子ども会議」などに取り組んでいる。

イ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。授業のユニバーサル・デザイン化を進め、分かりやすい授業を行うことで児童の授業満足度を向上させることで、充実した学校生活を送れるようになり、いじめが起きにくい学校に環境になる。

ウ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する

エ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめの被害者も加害者、ともにケアができるようにする。

オ 児童生徒の自己有用感の高揚

児童生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。1年生から6年生までの縦割り班をつくり、低学年は、守られる安心感、高学年は頼られる喜び、を得る活動を実施する。

カ 保護者への意識啓発

年度当初の保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、学校のいじめ防止教育に関する説明会を実施する。

キ いじめ相談窓口の拡大

学校内に、いじめを受けたり見たりした子どもが訴えることができ、子どもの個人情報を守られるような箱を設置する。本校では、TKR活動で、いじめ報告は、「告発」という正義の行為と認識されており、相談箱がなくても、児童の自発的活動になっている。

ク 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

ケ アンケートの工夫

アンケートは、Q Uテストも併用し、担任が学級経営に生かす。

コ 教師の強い決意表明

いじめ防止は、学級開きの日から始まっている。学級開きの日、児童たちに対して、「先生は、絶対にいじめは許さない」と宣言し、TKRの活動と関連付け、適宜、いじめ防止教育を実施する。

(2) いじめの対応に関して

ア 教員は組織で対応する。

いじめに対して、担任1人で対応はしない。全ての生活指導の情報は、生活指導主任に報告し、生活指導主任を中心に対応すること。深刻ないじめ（未解決状態が1週間以上）の場合は、いじめ対策委員会が対応する。

イ いじめを受けた児童保護が最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が守る体制を速やかに整備する。本人、親、友人など報告者が誰であっても、加害者側が「誰がそんなこと言った」と言いがかりをつけたり、報復する可能性も想定されるので、加害者側には、「いじめを心配している人から連絡があった」で統一する。

ウ 迅速な調査及び指導の具体例

早急の全容解明のため、児童生徒からの聴き取りなどは組織的に行う。加害者が複数の場合は、同時に呼び出し、時間を決めて事情聴取するが、複数の教員が同時に、別々の部屋で1対1で聴き取りをする。この聞き取りで、各加害者の発言に矛盾が生じる場合がある。その場合は聞き取りの後、部屋に加害者を残して、教員が再集合し、情報交換・矛盾点の分析を行う。それを基に再度、聞き取りを行う。これを繰り返し、事実を確定してゆく。いじめ事実の全体像がつかめたところで、加害者に「いじめ」を認めさせる。しかし、これですませると、報復や、しこりが残るので、次の点に留意すること。

児童によっては、説諭だけでは反省しない場合がある。その際は、加害者が頑張ってきたことを思い出させ、評価し、期待していたことを伝える。その上で、「それなのに、きみは、今、何をしているの。頑張っていたきみは、どこに行ったの。残念だ。悲しいよ。」という姿勢で話しかける。そこに反省の心が生まれれば、報復や再発する可能性は低くなる。

エ 謝罪及び報告

いじめの事実を認め、反省した加害者は、普通、すぐに被害者に謝りたくなるが、すぐ謝らせるのではなく考える時間を与えることで、より深い反省に導く。少なくとも3日程度の時間を置いてから被害者に対して謝罪させることが望ましい。被害者にとっても、加害者からの謝罪は傷ついた心を癒す重要な機会である。いじめに関わった児童生徒の保護者には、いじめの事実及び学校の対応について報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。保護者に知っていただくことは、教師が家庭と連携して子どもたちを教育していく上で重要である。事柄を正しく報告することは、子どもを預かっている学校の責任でもある。

オ 関係機関との連携

重大ないじめは、教育委員会及びこども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童には、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するが、その策をこども支援センターげんきや児童相談所等と連携して探る。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

※相当な期間については、国の基本方針で示された定義を踏まえるが、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなど事実関係を明確にする。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。教育委員会は調査結果を区長に報告する。